

MST、(株)JSP、改訂日2002年11月01日、1/3

初版作成日：1998年 4月1日

改訂日：2002年11月1日

製品安全データシート (MSDS)

1. 製品及び会社情報

製品名：ミラストック (異型発泡ポリエチレン)

会社名：(株)JSP

住 所：東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 新日石ビル

担当部門：産業資材カンパニー 担当者 飯野 勇一

電話番号：03(6212)6343 FAX番号：03(6212)6349

緊急連絡先：(株)JSP 鹿沼第一工場 産業資材カンパニー 生産技術グループ

電話番号：0289(76)2211

2. 組成、成分情報 単一製品・混合物の区別 混合物

化学名	ポリエチレン	ブタン
成分及び含有量	97.0~99.9wt%	0.1~3.0wt%
化学式又は構造式	(C ₂ H ₄) _n	C ₄ H ₁₀
官報公示整理番号(化審法)	6 - 1	2 - 4
CAS No.	9002-88-4	106-97-8 (n) 75-28-5 (イ)
国連分類及び国連番号(分類)	該当しない	2
(番号)	"	1011 (n) 1969 (イ)

3. 危険有害性の要約

分類の名称：可燃性固体

危険性：1. 消防法指定可燃性である。2. 発泡剤ガスはゆるやかに揮発する。3. 発泡剤ガスは空気中で一定濃度に達すると、なんらかの火源により火災、爆発を起こすことがある。

有害性：発泡剤ガスは高濃度の場合、窒息性、麻醉性がある。

4. 応急措置

目に入った場合：切り屑等が目に入ったときは、目を擦らずに清浄な水で洗い流す。

皮膚に付着した場合：障害を及ぼす恐れはほとんどないが、かゆみなど異常を感じる様であれば医師の診断を受ける。

吸入した場合：ガスを吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温を保ち、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：起こりにくいですが、飲み込んでも急性毒性はない。大量に飲み込んだ場合は、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火方法：直ちに消防署へ通報するとともに、着火源をたち、風上から消火器・多量の水で消火する。黒煙を吸い込まないように注意する。消火作業をするときは、防火服と呼吸器具を着用する。

消火剤：水、粉末消火剤、泡消火剤

6. 漏出時の措置

棒状の形態であるので、該当しない。

除去方法：散逸した場合は拾い集めて回収する。この時、着火源になるものを近づけない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：1. 20立方メートル以上を貯蔵・取扱う場合は、所轄消防署長への届出が必要です。

2. 貯蔵・取り扱う場合は、火気厳禁にする。

3. 静電気、衝撃火花などの着火源が生じないように注意する。

4. 成型作業では、溶融により低分子量成分の揮発が生じるので、これを排除するための有効な局所排気装置等を設置する。

保管：1. 発泡剤ガスが滞留しないように通風、換気を行う。

2. 直射日光があたらないように保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度：未設定

許容濃度：ブタン

日本産業衛生学会(2002) 500ppm 1200mg/m³

ACGIH(TWA)(2001) 800ppm 1900mg/m³

設備対策：揮発した発泡剤ガスが滞留しないように、適正に換気を行う。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	異型発泡ポリエチレン
形状：	多孔質棒状固体
色：	ブルー・イエロー・グリーン・ピンク
臭い：	無臭
溶解性：	50 以下では水、有機溶剤にも不溶、70 以上では、トルエン、キシレン、アミルセート、トリクロエチレン等の有機溶剤にある程度溶解

物理学的状態が変化する特定の温度 / 温度範囲

融点：	データなし
引火点：	データなし
発火点：	400 (平均粒径 24 μm)
	440 (平均粒径 106 μm)

可燃性： 有り [指定可燃物]

10. 安定性及び反応性

安定性： 一般的な取扱において安定

自己反応性・爆発性： なし

11. 有害性情報

異型発泡ポリエチレンに関してデータなし

12. 環境影響情報

分解性： 該当データなし

蓄積性： 該当データなし

その他： オゾン層破壊物質であるフロン、ハロン類は使用していない。

13. 廃棄上の注意

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って焼却又は埋め立てを行う。地方自治体の規制がある場合は、それに従うこと。(回収リサイクルが可能である。)

14. 輸送上の注意

1. 喫煙・溶接の火花などの発火源のない、風通しのよい場所で荷役作業を行う。
2. 積荷の近くは火気厳禁とする。
3. トラック輸送時には通気性を考慮の上、シート掛けを行う。
4. 輸送トラックには消火器を備える。
5. 水漏れ、荷崩れ防止処置を行う。
6. 包装を傷つけたり、破袋させるような乱暴な取扱いをしない。

15. 適用法規

消防法： 指定可燃物 (火災予防条令準則第 3 4 条) (合成樹脂類)

労働安全衛生法： 有害物 (施行令第 18 条別表 9)

(ブタン) 可燃性ガス (施行令別表 1 危険物)

次のいずれの法律にも規制されない。

化審法、毒物劇物取締り法、船舶安全法、P R T R 法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

16. その他 (引用文献等)

以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。

また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

以上は情報提供であって、保証するものではありません。